

大分県次世代育成支援後期行動計画

新おおいた子ども・子育て応援プラン(仮称)

～子育て満足度日本一を目指して～

案

大分県

目 次

計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	県民意見等の反映	2

I 総論編

第1章	少子化の現状分析	5
第1節	少子化の現状	5
第2節	少子化の原因	7
第3節	少子化の背景・要因	10
第4節	大分県の特徴	19
第5節	子どもを取り巻く状況	21
第6節	少子化がもたらす影響	24
第7節	待ったなしの次世代育成支援	26
第2章	前期計画の評価	28
第3章	計画の基本的な考え方	33
第1節	基本理念	33
第2節	基本的な視点	33
第3節	基本目標	34
第4節	めざす姿	34
第5節	施策の基本方向（施策の体系）	35
第4章	計画の推進にあたって	36
第1節	家庭や地域、学校、企業等の役割	36
第2節	県の役割	37

Ⅱ 各論編

第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり	41
第1節 社会全体の意識づくり	42
第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり	44
第3節 男女共同参画に関する意識づくり	46
第2章 地域における子育ての支援	49
第1節 子育て支援サービスの充実等	50
第2節 保育サービスの充実等	52
第3節 子育て支援者の育成	54
第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	56
第5節 子育て支援のネットワークづくり	58
第6節 地域ぐるみの交流活動の推進	60
第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり	63
第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進	64
第2節 男性の育児参加の促進	66
第3節 女性の就労支援	68
第4節 若者の就労支援	70
第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	73
第1節 児童虐待に対する取組の強化	74
第2節 社会的な養護の場の充実	76
第3節 ひとり親家庭への支援	78
第4節 障がい児への支援	80
第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応	82
第5章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	85
第1節 子どもや母親の健康づくり	86
第2節 思春期からの健康づくり	88
第3節 親になるための健康づくりへの支援	90
第4節 不妊に悩む人への支援	92
第5節 子どもの病気への支援	94
第6節 食育の推進	96

第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	99
第1節 次代の親づくり	100
第2節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり	102
第1項 確かな学力の向上	102
第2項 豊かな心の育成	103
第3項 健やかな体の育成	104
第4項 幼児教育の充実	105
第5項 信頼される学校づくり	106
第3節 家庭や地域の教育力の向上	108
第7章 子どもにとって安心・安全なまちづくり	111
第1節 子育てしやすい生活環境づくり	112
第2節 安心して外出できる環境づくり	114
第3節 子どもの安全を守るまちづくり	116
第4節 子どもの非行を防ぐ環境づくり	118

Ⅲ 後期計画の評価

後期計画の評価～子育て満足度日本一を目指して～	123
-------------------------	-----

(参考) 本計画で使用する用語について

- 児 童 : おおむね18歳未満の者
- 児童生徒 : 小学生、中学生及び高校生
- 生 徒 : 中学生及び高校生
- 青 少 年 : 小学生からおおむね18歳未満の者
- 少 年 : おおむね20歳未満の者

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(次世代育成支援対策推進法)

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の問題は私たちが取り組まなければならない最も重要な課題です。

このため、核家族化や都市化の進行に伴う家庭や地域の子育て力の低下も踏まえ、国においては、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めることが必要との認識の下、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律では、国や地方公共団体、企業等が、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を、平成17年度から平成26年度までの10年間に於いて、集中的かつ計画的に推進することとされています。

(前期計画の策定と取組の成果)

これを踏まえ、県では、前期計画として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン」(以下「前期計画」という。)を策定し、すべての子育て家庭への支援をはじめ、次代を担う子どもの教育の充実など幅広い施策に重点的に取り組んできました。

これらの取組により、大分県では、平成18年以降、出生数が3年連続で1万人台を維持するとともに、合計特殊出生率についても3年連続で前年を上回り、平成20年は1.53と、8年ぶりに1.5台に回復しています。

とりわけ合計特殊出生率については、全国順位が前年の11位から7位に上昇し、全国的にも高い水準にあるといえますが、その一方で、人口を維持するために必要な水準とされる2.07を依然として大きく下回るなど、少子化に歯止めをかけるまでには至っていません。

また、少子化や核家族化の進行等により、家庭や地域の子育て力が低下し、子育ての孤立感・不安感の増大や、いじめや不登校、児童虐待の増加など、子どもをめぐる様々な問題が深刻化・複雑化しています。

(後期計画の策定とその推進)

こうした状況に対処するため、前期計画の成果を踏まえ、残された課題について重点的に取り組むため、後期計画にあたる「新おおいた子ども・子育て応援プラン(仮称)」を今回策定しました。

県では、今後、この計画に沿って、「子どもが心身ともに健やかに育つ社会」、「安心して子どもを生み育てられる社会」の実現に向けた取組を、家庭や地域、学校、企業等と連携・協働しながら、計画的・集中的に実施していきます。

2 計画の性格

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づく都道府県行動計画
- (2) 大分県における次世代育成支援対策の基本指針
- (3) 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の部門計画
- (4) 大分県中期行財政運営ビジョンとの一体性を確保

3 計画の期間

この計画は、平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの5年間を計画期間とします。

4 県民意見等の反映

この計画の策定に当たっては、以下のとおり、子育てや子育て支援を担う県民みなさんの意見や子どもたちの声を広く聴く機会を設けるとともに、いただいた意見について計画への反映に努めるとともに、県庁ホームページ等で情報提供するなど、策定過程の公表に努めました。

(1) 「次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施

県や市町村が実施する保育サービス等へのニーズや満足度を把握するため、小学生以下の子どもを持つ家庭を対象に「次世代育成支援に関するニーズ調査」を市町村との連携により、平成20年8月から平成21年8月にかけて実施しています。

結果については、保育サービス等の目標を設定する上での基礎データとして活用しています。

(2) 「つたえたい！私たち子どもの思いキャンペーン」の実施

子どもの思いやニーズを把握するため、「つたえたい！私たち子どもの思いキャンペーン」を平成21年7月から9月にかけて実施しました。

このキャンペーンでは、県内の小・中・高校を通じて子どもの声を募集するとともに、県内5か所の地域でワークショップを開催し、子どもたちが自分の思いを直接発言する機会も設けました。

(3) 「県民意見募集（パブリックコメント）」の実施

計画の素案に対する意見を広く聴くため、平成21年10月14日から11月13日にかけて、「県民意見募集（パブリックコメント）」を実施しています。

(4) 「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員からの意見

計画の策定にあたっては、県民からの公募委員をはじめ、学識経験者や関係機関・団体の代表等からなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」に、骨子案検討の段階から意見を聴くとともに、一部委員については、計画案の作成作業を行う庁内ワーキンググループに参画いただいています。